

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年10月1日

【会社名】 レック株式会社

【英訳名】 LEC, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青木光男

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町三丁目15番1号

【電話番号】 03 - 5847 - 0600

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 増田英生

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町三丁目15番1号

【電話番号】 03 - 5847 - 0600

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 増田英生

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,038,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 平成24年10月1日（月）開催の取締役会決議によります。
2 当社普通株式にかかる振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
振替機関名称 株式会社証券保管振替機構
振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,000,000株	1,038,000,000	519,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,000,000株	1,038,000,000	519,000,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,038	519	100株	平成24年10月17日（水）		平成24年10月18日（木）

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3 当社は、新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は行われませんこととなります。
4 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
レック株式会社 本店	東京都中央区日本橋浜町三丁目15番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社静岡銀行 本店営業部	静岡県葵区呉服町一丁目10番地

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,038,000,000	8,320,000	1,029,680,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、弁護士費用、コンサルティング費用その他費用です。

(2) 【手取金の使途】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社14社で構成され、日用品の企画・製造・販売を主な内容として事業活動を展開しており、「お客様が感動する製品を一生懸命開発する」という使命の下、「便利で」「安くて」「美しい」製品を間断なく生み出し、当業界のリーディングメーカーとして競合他社との競争に打ち勝つことで更なる業績の向上に努め、上場会社としての企業価値を高めることにより、株主の皆様のご期待に応えていきたいと考えております。

そして、当社グループとしては、かかる目的を実現するべく、従前の当社グループのメイン市場であった国内市場向け製品を既存海外工場（中国）において製造する事業にとどまらず、成長著しい市場である中国及び東南アジア地域における新規支店の開設及び新規取引先獲得等を通じた製造から販売までの一連の業容の拡大、既存海外工場における当社製品の内製化の推進を通じた国内外における製品供給体制の更なる強化、及び、売上が近時拡大している製品（主に紙衛生関連製品）に係る生産能力の増強等の実施を、今後の当社グループの成長に向けた重要な方策として計画しております。

当社は、これらの計画を迅速かつ合理的に実現すべく、国内物流設備の強化を図るため、平成23年11月8日に、第5倉庫（静岡県榛原郡吉田町）及び富士裾野センター（静岡県裾野市）への設備投資を目的として、公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行を決議いたしました。

また、当社グループでは、中国及び東南アジア地域における購入力の向上に対応すべく、近年において相次いで中国及びシンガポールに販売拠点を設立し、既存海外工場より中国及び東南アジア地域への当社製品の販売網の確保に努めてまいりました。

今回決議した本第三者割当増資は、中国及び東南アジア地域に係る日用品市場の急激な成長に対応すべく、かかる海外販売網・物流網の拡大や国内外の生産設備の増強をさらに推し進めるために必要な投資資金に充当させていただくことを目的としております。なお、資金調達の方法の選択については、当社グループの財務負担や財務リスクの抑制、迅速な資金調達の必要性、及び、柔軟な経営判断を阻害されないために手許資金を確保しておく必要性（借入金による資金調達の場合との比較）等を総合的に考慮し、第三者割当増資という方法を選択いたしました。

上記の差引手取概算額1,029,680,000円につきましては、以下の表に記載する各使途に充当する予定であり、各使途の詳細については下記のとおりです。

具体的な資金使途	予定金額(円)	支払予定時期
1.海外販売網及び物流網の拡充	約300,000,000	平成24年10月～平成25年3月
2.海外生産設備の増設	約500,000,000	平成24年12月～平成25年3月
3.国内生産拠点の増強	約300,000,000	平成24年10月～平成25年9月

記

1. 海外販売網及び物流網の拡充

当社グループでは、中国及び東南アジア地域における販売拠点として、現在中国に現地子会社を設置しており、またシンガポールにおいても現地子会社を近時設置しましたが、かかる地域においては、当初の想定を超えて取引先の需要が急激に拡大しているため、当社の現状の販売網及び物流網では、かかる需要の急激な拡大に対応して十分な供給を行うことが困難な状態にあります。このような状況下で、既存の取引先を維持しつつも、新規の取引先を獲得していくためには、新規支店の開設による販売網の拡充、また、販売網の拡充に伴う物流網の整備等により業容拡大を行い、需要の拡大に速やかに対応する必要があります。そのため、上記差引手取概算額の一部を、当該支店開設に係る費用、新規物流設備整備に係る費用及び業容拡大に伴い増加する運転資金等に充当するものであります。具体的には、麗固商貿（北京）有限公司の中国国内での広域展開に必要な営業所の設置に係る費用（100百万円）、賃貸物流倉庫の整備費用（100百万円）とそれに伴う運転資金（50百万円）に対する投融資に充当し、加えて、LEC TRADING（ASIA-PACIFIC）PTE. LTD.の稼働直後の経費（主に人件費、営業活動費等）の負担の増加に対応するための運転資金として50百万円を投融資に充当する予定であります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	資金使途	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	麗固商貿(北京)有限公司(中国)	日用雑貨 衣料品事業	営業所開設 物流倉庫 運転資金	250		増資資金	平成24年 10月	平成25年 3月
	LEC TRADING (ASIA-PACIFIC) PTE. LTD. (シンガポール)	日用雑貨 衣料品事業	運転資金	50		増資資金		平成24年 12月

(注) 1 麗固商貿(北京)有限公司の営業所・物流倉庫の稼働時期は平成25年3月を予定しております。

2. 海外工場における設備増設

当社グループでは、製品の内製化を推進しており、業容拡大に伴う既存海外工場における生産設備の増強及び新たな品目を内製化するため、上記差引手取概算額の一部を、海外生産設備への設備投資資金及び業容拡大に伴い増加する運転資金等に充当するものであります。具体的には、麗固日用品（南通）有限公司の既存製造ラインの増強等の生産設備資金（350百万円）及びそれに伴い増加する人件費や原料仕入代金、在庫品増加対応のための新たな賃貸不動産の賃料負担等に係る運転資金（50百万円）に対する投融資に充当し、100百万円を麗固日用品（威海）有限公司の既存製造ラインとは異なる製品の製造ライン増設のための生産設備資金（80百万円）及びそれに伴う原料仕入代金・在庫負担増加対応のための運転資金（20百万円）に対する投融資に充当する予定であります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	資金使途	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出 会社	麗固日用品(南通)有限公司 (中国)	日用雑貨衣 料品事業	生産設備 運転資金	400		増資資金	平成24年 12月	平成25年 3月
	麗固日用品(威海)有限公司 (中国)	日用雑貨衣 料品事業	生産設備 運転資金	100		増資資金	平成24年 12月	平成25年 3月

- (注) 1 麗固日用品(南通)有限公司の生産設備の稼働時期は平成25年5月を予定しております。
 2 麗固日用品(威海)有限公司の生産設備の稼働時期は平成25年5月を予定しております。

3. 国内生産拠点における設備増強

当社グループでは、消耗品を初めとする内製品の売上が拡大しており、特に四国工場生産の紙衛生関連製品の売上の急拡大に伴い、同工場の生産能力が不足気味になっております。同工場生産品は、将来的にも更なる売上の拡大が見込まれることから、同工場の生産能力を増強するため、上記差引手取概算額の一部を、生産物流の建物及び生産設備への設備投資に充当するものであります。具体的には、四国工場への周辺賃貸倉庫の統合・効率化のための生産物流複合設備の建設資金に200百万円を充当し、加えて既存製造ラインの増設のための生産設備に100百万円に充当する予定であります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	資金使途	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出 会社	四国工場(香川県三豊市)	日用雑貨衣 料品事業	物流設備 生産設備	300		増資資金	平成24年 10月	平成25年 9月

- (注) 1 四国工場の物流設備・生産設備の稼働時期は平成25年11月を予定しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称		有限会社エス・エヌ興産
	本店の所在地		京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町518番地
	代表者の役職及び氏名		代表取締役社長 永守 壽美子
	資本金		金1億円
	事業の内容		1.損害保険代理業務 2.有価証券の保有及び運用 3.不動産の売買・賃貸・管理及び仲介 4.ホテル・レストラン・喫茶パブの経営 5.前各号に関連付帯する一切の業務
	主たる出資者及びその出資比率		有限会社グリーン興産 99.9%
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資本関係		該当事項はありません。
	技術又は取引関係		該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	氏名		永守 貴樹
	住所		京都府京都市西京区
	職業		無職
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係		該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資本関係		該当事項はありません。
	技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 1 永守貴樹氏は、有限会社エス・エヌ興産の代表取締役社長である永守壽美子氏の長男であります。

c 割当予定先の選定理由

当社グループは、競合他社との競争に打ち勝つことで更なる業績の向上に努めるべく、グループ企業価値の増大や海外展開の強化を基本方針とする諸施策を推進しております。とりわけ、上述の「手取金の使途」欄にも記載しましたとおり、成長市場である中国及び東南アジア地域における新規出店、新規取引先獲得等を通じた業容の拡大、既存海外工場における当社製品の内製化の推進を通じた製品供給体制の更なる強化、及び、売上が近時拡大している製品（主に紙衛生関連製品）に係る生産能力の増強等の実施については、今後の当社グループの成長に向けた重要な方策として位置づけ、継続的かつ積極的な投資を模索しております。

そして、当社は、当該投資を確実にかつ早期に実施していくために必要となる資金調達の方法について、どのような方法が当社グループにとって最良の資金調達であるかを慎重に検討してまいりました。そして、かかる検討のうち割当予定先の選定にあたっては、当社グループの置かれている現状や、経営の課題、基本方針に基づく今後の展望（特に海外拠点への注力の必要性等）等について十分にご理解いただき、当社グループの企業価値向上とともに真摯に取り組んでくださる投資家を模索しておりました。

そのような中で、当社代表取締役青木光男（以下「当社社長」といいます。）と従前から既知の間柄にあり、経営者同士として親交も深い日本電産株式会社の代表取締役である永守重信氏（以下「重信氏」といいます。）が割当予定先の候補にあがりました。重信氏は、当社子会社であるプラマイゼロ株式会社（以下「PMZ」）が製造、販売してきたデザイン家電群について従前より興味を有していることに加えて、当社社長とのこれまでの経営者としての交流の中で当社グループの現状及び今後の展望等について深い理解を有しております。さらに、重信氏は、ビジネス上の経験・ノウハウ、アイデアを非常に豊富に有すると共に、国内はもとより同氏が代表取締役を務める日本電産株式会社が生産拠点及び販売拠点を有している海外にも有力な人脈を広く持っているため、重信氏に当社株式を保有していただき、当社の経営に助言していただければ、短期的には、人脈の紹介を始めとする当社の中国及び東南アジア地域における新規出店、新規の取引先獲得等に係る事業面での支援、また中長期的には、中国及び東南アジアを含む成長潜在性の高い今後の海外市場の開拓に取り組む際の様々な助言・支援等、当社事業の今後の展開に効果的であり、当社の今後の企業価値を高めるようなサポートを、同氏から受けられるものと期待されます。

そこで、当社社長から重信氏に対し本第三者割当増資に係る割当候補先として打診を行ったところ、重信氏は、ご自身では有価証券を保有せず、資産管理会社を通じて保有する方針であるとのことから、同氏の資産管理会社である有限会社エス・エヌ興産が本第三者割当増資を引受けるという方法で支援するとのご提案をいただきました。また、重信氏のご長男である永守貴樹氏が以前から投資先として当社に強い関心を有している旨のご紹介を受けました。

当社は、当該ご提案・ご紹介を受け、上記の割当候補に係る選定方針に基づき、両者の割当候補先としての適切性を検討してまいりましたが、今回、以下の観点及び後述f.記載の資金調達の確実性の判断から、有限会社エス・エヌ興産及び永守貴樹氏の両者を本第三者割当増資の最善の割当予定先であると判断いたしました。

まず、割当予定先の一社である有限会社エス・エヌ興産は、有価証券の保有及び運用を主業とする法人であり、重信氏が個人として他企業を支援する場合の有価証券投資管理の利便性を目的として設立・運営されていることを重信氏に対するヒアリング等から確認しております。そして、同社の筆頭株主である有限会社グリーン興産の筆頭株主が重信氏であること、有限会社エス・エヌ興産の代表取締役である永守壽美子氏が重信氏の夫人であること、重信氏自身も有限会社エス・エヌ興産の取締役であることも踏まえると、同社は、重信氏個人と実質的には一体的にとらえることができると考えられるので、割当予定先としてふさわしいと判断いたしました。なお、今後の経営に関しても従前どおり当社の現経営陣を中心に行っていく方針であります。有限会社エス・エヌ興産に対して500,000株（当社発行済株式総数8,541,335株に対して、5.85%）の株式を割り当てることで、同社には当社の大株主としての立場から、当社の経営体制、業績動向、事業展開等を厳しく評価・監視していただくことになるものと考えております。

また、割当予定先の一社である永守貴樹氏は、上述のとおり重信氏からご紹介いただいた同氏のご長男であり、ご自身は大手金融機関において国際業務を中心に担当され、2012年8月までの間、長期間にわたり在籍されるなど、多くの企業の経営状況・ビジネスモデル等について熟知されており、海外事業に関する深い造詣を有しています。さらに、当社は、永守貴樹氏の投資家としての資質・能力等について重信氏からご説明いただくと共に、株式保有の目的や財産状況等に関して永守貴樹氏に対し事前にヒアリングをさせていただいた機会において、同氏が近年の当社グループの経営方針の推移や、業績及び株価等の動向に強いご興味を有しており、中長期的な株式保有の意向を有していること、及び、当社グループの海外販売網等の拡大及び海外生産能力の増強等の今後の展開についても深くご理解いただいていること等が確認できたことから、当社グループの現在そして今後の取り組みについて、重信氏とは別の観点から同氏のビジネス上のご経験等を踏まえた助言等の有益なご支援が得られると期待されるため、割当予定先にふさわしいと判断いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式	1,000,000株
内訳 有限会社エス・エヌ興産	500,000株
永守 貴樹	500,000株

e 株券等の保有方針

当社は、各割当予定先から、株式の保有方針について、中長期的に継続して保有することを基本方針としている旨の報告を受けております。

また当社は、各割当予定先に対して、本第三者割当増資の払込期日（平成24年10月18日）から2年間において、本第三者割当増資により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書の発行を依頼する予定であり内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

本第三者割当増資による新株式発行の払込みについて、有限会社エス・エヌ興産については平成24年3月期の計算書類等及び平成24年9月14日現在の預金残高証明書にて資金の十分性を確認し、永守貴樹氏については、平成24年9月14日現在の預金残高証明書を取得するとともに財産状況のヒアリングを行い、当該預金残高は自己資金（株の配当金）である旨等の説明を受け、払込みに必要な資金の十分性を確認しております。その結果、全ての割当予定先が本第三者割当増資の払込みに十分な現預金を保有していることが確認できたため、本第三者割当増資に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、全ての割当予定先並びに有限会社エス・エヌ興産の代表取締役である永守壽美子氏及び有限会社エス・エヌ興産の取締役兼親会社の筆頭株主である重信氏についてヒアリングを行い、全ての割当予定先並びに有限会社エス・エヌ興産の役員及び主要株主（以下「割当予定先等」といいます。）が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことの確約を受けております。また、当社は、割当予定先等の実態について、インターネット検索サイトを利用し、キーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力等との関わりを調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが全く検出されなかったため、反社会的勢力等とは一切関係を有しないと判断いたしました。また、その判断を補完すべく、第三者機関である株式会社トクチョーに調査を依頼し、全ての割当予定先並びに永守壽美子氏及び重信氏について、反社会的勢力と何らかの関係を有していないことを確認した調査報告書を受領しております。

以上の確認及び調査を踏まえ、当社は有価証券上場規程施行規則第417条第1号g.に基づき、株式会社東京証券取引所に「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（第三者割当）」を提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

発行価格につきましては、平成24年10月1日開催の取締役会決議の前営業日である平成24年9月28日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,028円を基礎として、これに対して0.97%のプレミアム率である1,038円といたしました。当該発行価格は、平成23年11月8日開催の当社取締役会において決議した新株式発行及び当社株式の売出しに係る発行価格及び売出価格1,038円と同一であります。また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の価格に0.9を乗じた額以上の価額であることとされており、上記発行価額の算定は、当該指針に準拠するものであることから、特に有利な価額に該当しないものと考えております。なお、当該発行価格1,038円につきましては、発行決議日の直前1ヶ月間（平成24年9月1日から平成24年9月30日）における当社株式の終値の平均値1,034円（円未満切捨て）とのプレミアム率が0.39%、直前3ヶ月間（平成24年7月1日から平成24年9月30日）における当社株式の終値の平均値1,034円（円未満切捨て）とのプレミアム率が0.39%、直前6ヶ月間（平成24年4月1日から平成24年9月30日）における当社株式の終値の平均値1,061円（円未満切捨て）とのディスカウント率が2.17%となっておりますが、かかる観点からも当該発行価格は特に有利な発行価格には該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役全員（4名、うち社外監査役3名）から、取締役会における上記算定根拠による発行価格の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、上記指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対し特に有利でない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式1,000,000株は、当社発行済株式総数8,541,335株に対して、11.70%（平成24年3月31日時点の総議決権数84,984個に対する割合は11.76%）であり、一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、今般、予定している海外販売網・物流網の拡大や国内外の生産設備の増強等は、当社の企業価値向上、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本第三者割当増資における発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	788,400	9.28%	788,400	8.30%
青木 光 男	東京都中央区	541,283	6.37%	541,283	5.70%
有限会社エス・エヌ興産	京都府京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町518	-	-	500,000	5.26%
永守 貴 樹	京都府京都市西京区	-	-	500,000	5.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	461,500	5.43%	461,500	4.86%
渡 邊 憲 一	静岡県藤枝市	402,000	4.73%	402,000	4.23%
高 林 滋	静岡県周智郡	402,000	4.73%	402,000	4.23%
レック従業員持株会	静岡県榛原郡吉田町川尻3308	207,200	2.44%	207,200	2.18%
株式会社静岡銀行	東京都港区浜松町2丁目11-3	200,000	2.35%	200,000	2.11%
青 木 勇	兵庫県宝塚市	190,000	2.24%	190,000	2.00%
計	-	3,192,383	37.56%	4,192,383	44.14%

(注) 1 平成24年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件第三者割当増資に係る新株式発行後の総議決権数94,984個に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第30期）（平成24年3月期）及び四半期報告書（第31期第1四半期）（平成25年3月期第1四半期）（以下、これらを総称して「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年10月1日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、その判断に変更はなく、また新たに記載する事業等のリスクに関する事項もありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年10月1日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第30期）の提出日（平成24年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年10月1日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局に提出しております。

（平成24年7月2日提出）

1 提出理由

当社は、平成24年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、当社の事業目的に「家庭用の電化製品及び用品の企画、開発、製造、販売」を追加するものであります。

第2号議案 取締役9名選任の件

青木光男、渡邊憲一、青木勇、熊澤隆夫、安倍正美、小澤一壽、増田英生、小澤輝久男及び浅野俊之を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

箕作新次郎及び永野紀吉を監査役に選任するものであります。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続の件
 平成21年6月26日開催の第27回定時株主総会において継続した当社株式等の大規模買付行為
 に関する対応方針を同内容で継続するものであります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
 平成23年8月4日付にて退任された監査役西垣明氏の在任中の功労に報いるため退職慰労金
 を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	58,507	565	0	(注)1	可決 95.56
第2号議案 取締役9名選任の件					
青木光男	52,365	6,707	0	(注)2	可決 85.53
渡邊憲一	55,394	3,678	0		可決 90.47
青木勇	55,398	3,674	0		可決 90.48
熊澤隆夫	56,444	2,628	0		可決 92.19
安倍正美	55,408	3,664	0		可決 90.50
小澤一壽	55,411	3,661	0		可決 90.50
増田英生	55,385	3,687	0		可決 90.46
小澤輝久男	55,409	3,663	0		可決 90.50
浅野俊之	55,408	3,664	0		可決 90.50
第3号議案 監査役2名選任の件					
箕作新次郎	58,661	410	0	(注)2	可決 95.81
永野紀吉	58,576	495	0		可決 95.67
第4号議案 当社株式等の大規模買付 行為に関する対応方針(買 収防衛策)の継続の件	41,428	17,642	0	(注)3	可決 67.66
第5号議案 退任監査役に対し退職慰 労金贈呈の件	42,597	16,474	0	(注)3	可決 69.57

- (注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
 3 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使による議決権数及び本総会当日に出席した株主のうち議案に対する意思表示の確認ができた一部の株主の議決権数を加算したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日に出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第30期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第31期第1四半期)	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	平成24年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月28日

レック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠原孝広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野裕史

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレック株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レック株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、レック株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、レック株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月28日

レック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原孝広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野裕史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレック株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レック株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月8日

レック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝 広 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 裕 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているレック株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、レック株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。